

— 第2部 第1回協議会資料 —

【木材産業振興課】

- 1 特用林産について P1

【木材増産推進課】

- 2 造林補助金について P2~P3

- 3 みどりの環境整備支援事業について P4~P9

【森づくり推進課】

- 4 小規模林業総合支援事業について P10

- 5 小規模林業アドバイザー派遣等事業について

- ① アドバイザーの派遣について P11~P12

- ② 先進地現地研修支援について P13~P14

- ③ 安全装備等の導入支援について P15~P17

- ④ 傷害総合保険加入促進事業について P18

- ⑤ 蜂刺され対策事業について P19

- ⑥ 林業研修支援事業について P20

- 6 高知県立林業大学校「短期課程」について P21~P22

- 7 その他の情報提供 P23~P34

- 8 意見交換会資料 P35

■竹材利用促進事業費補助金

目的：竹材の収集に係る経費を支援することにより、竹資源の積極的な有効活用を促進し、地域産業の振興を図る。

対象となる竹材：県内の森林法第5条に定められた森林で伐採され、有価で取引されるモウソウチク、マダケ、ハチク(クロチク、トラフダケを含む)等
ただし、エネルギー利用※する場合は除く。

※エネルギー利用とはバイオマス発電など直接的に竹材をエネルギーとして利用する場合を指す

補助事業者(事業実施主体)：竹材の有効利用を目的としてあらかじめ協定を締結した伐採事業者から竹材を購入する民間事業者(中小企業)、広域活動団体、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、竹材利用者等の組織する団体で、県内に主たる事業者を有する者。

伐採事業者：立竹を伐採、枝払い及び玉切りし、竹材(チップ化されたものを含む)として搬出する法人、団体または個人。

補助単価：補助事業者が設定する竹材1kg当たりの買取単価に10分の7を乗じた金額(1円未満切捨て)。(上限：竹材1kg当たり22円)

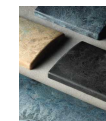
■竹材利用促進事業費補助金



補助事業者(竹材利用事業者)

新素材生産工場

竹繊維複合材料
BAMBOO+



集成材工場

竹集成材
竹製品



竹材店

竹工芸品



※受入方法や規格などについては各事業者にお問い合わせください。

森林ボランティア
団体



地域団体



小規模林業者



これまで



県内には豊富な竹資源が分布しているものの、伐採搬出経費が買取価格を大きく上回るため、活用が進んでいなかった。

これから



買取価格の7/10を補助することにより、採算がとれる伐採搬出が可能になった。

(例)これまで10円/kgで購入されていた竹材を32円/kgで購入することが可能に！

採算に見合った収入



安定的で十分な収集



＼自伐林家の皆さまへ／ 森林整備を支援します!!



補助の対象

- 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行う森林施業や路網整備
 ≪対象となる施業の例≫
 搬出間伐：原則、12齢級（60年生）以下の林分で行う間伐にかかる経費
 森林作業道：搬出間伐を行うために必要な路網整備にかかる経費
- 特定間伐等促進計画 又は 森林経営計画 に位置付ける必要があります

補助金額

令和7年度から20%間伐を新設

最大で県が定めた標準単価の68%の額

☞ 令和7年度標準単価：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/r7zourintanka/>

(例) 搬出間伐（20%間伐・嶺北仁淀流域・搬出材積20～40m³）の場合
 ⇒標準単価：193,500円/ha、補助金額：131,580円/ha



申請の流れ

- 申請方法は「自分で申請する」「事業者等に代理申請を委任する」のどちらかを選ぶことができます。
- いずれの場合も、県で定めた様式による書類の提出が必要です。
 - ☞ 高知県造林事業費補助金交付要綱：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/r7zourinnyoukou/>
 - ☞ 高知県造林事業取扱要領等：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/r7zourintoriatsukaiyouryou/>

A 自分で申請する場合

- ・ 申請手数料がかからない
- ・ 自分ですべての申請書類を作成する必要がある

B 代理申請を委任する場合

- ・ 書類の作成や保管を一部委任できる
- ・ 委任先への手数料が必要
- ・ 委任先を探す必要がある

施業前

① 山林所有者から施業を受託

※特定間伐等促進計画に基づく手続きを示します

- ✓ 施業に関する **同意書** を書面で作成する（自己所有林の場合は不要）
- ✓ 山林が**特定間伐等促進計画**に入っていることを確認する

特定間伐等促進計画に入れるためには、所在森林の市町村役場での手続きが必要であり、字名、地番等の情報のほか、所有者本人の同意が求められます。手続方法は市町村によって異なるため、事前に森林の有する役場の林務担当課まで電話でご相談ください。
 また、手続の完了までは2ヶ月程度かかる場合があります。
 ※将来的に森林経営計画の策定が必要な場合があります。

② 事前計画書を作成

- ✓ 高知県造林事業計画策定要綱 別記第1号様式により **事前計画書** を作成し、**林業（振興）事務所** に提出（**着手前**に余裕をもって提出してください）

② 委任状を作成

- ✓ 高知県造林事業計画策定要綱 別紙3により **委任状** を作成し、**事業体等**に依頼

作業中

③ 根拠書類・写真の保存

A

B

- ✓ 保安林などの法規制がある場合は、関係書類の整理
- ✓ 作業に要した物品等の領収書類をとっておく（ガソリンや消耗品のレシートなど）
- ✓ 申請予定の面積等がわかる測量野帳を付ける（図面と突合できるもの）
- ✓ 日報を付ける（いつ・誰が・どのくらいの時間・なにをしたか がわかるもの）
- ✓ 作業の着手前後と作業中の写真を撮る（位置情報が記録されるもの）

- ・ 遠景、近景の現地状況写真
- ・ 測量状況、はい積状況の写真
- ・ 選木を行う場合は選木テープを巻いている写真 ... 等

必要な書類と写真の枚数は、作業内容や面積によって異なります。
詳しくは高知県造林事業取扱要領「第6（帳簿等の整理保存）」を参照してください。

作業後

④ 交付申請書の作成

A

- ✓ 作業実績を県の森林クラウドシステムに入力
 - ☞ 事前に県へアカウント発行の申請が必要です
- ✓ 入力後、森林クラウドシステムから申請様式を出力
- ✓ その他の添付資料を整理して添付
 - ・ 造林作業図、位置図
 - ・ 納税証明書（申請前1ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・ 誓約書兼同意書（自署が必要）
 - ・ 作業安全のためのチェックシート
 - ・ 森林経営計画の作成に関する同意書
 - ・ ③で保存した書類・写真等 ... 等

必要な書類等は、作業内容によって異なります。
詳しくは高知県造林事業取扱要領「第11（補助金の交付申請）」を参照してください。

④ 委任先が交付申請書を作成

B

- ✓ 委任先に③で保存した書類・写真を提出
- ✓ 委任先からの求めに応じて対応

⑤ 提出、検査

A

- ✓ ④の書類を所管する林業（振興）事務所に提出
- ✓ 書類確認後、現地検査の実施（立ち会いが必要です）

⑤ 提出、検査

B

- ✓ 委任先が④の書類を所管する林業（振興）事務所に提出
- ✓ 書類確認後、現地検査の実施（立ち会いが必要です）

お問い合わせ先

《造林補助金の申請に関すること》

安芸林業事務所 TEL：0887-34-1181

中央東林業事務所 TEL：0887-53-0657

嶺北林業振興事務所 TEL：0887-82-0162

中央西林業事務所 TEL：088-893-1292

須崎林業事務所 TEL：0889-42-2371

幡多林業事務所 TEL：0880-35-5977

《森林クラウドのシステム利用申請に関すること》

森づくり推進課 TEL：088-821-4574

補助金申請でお困りの際は、お気軽に最寄りの林業事務所までお問い合わせください。

みどりの環境整備支援事業 自伐林家等林業機械レンタル

事業のポイント

原木需要に対して、県内の木材加工施設等が必要とする原木を確保するため、**自伐林家等小規模林業を実践する者**が行う原木生産に必要な林業機械等のレンタルを支援することにより、**原木の増産**を図ります。

また、原木の安定供給のため、補助事業により生産された原木は、**県内に住所を有する原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等へ優先して供給（出荷）**していただくことにより、地域に必要な原木生産の一翼を担う林業就業者として活躍していただき、森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進します。

【事業の内容等】

実施主体：高知県小規模林業推進協議会の会員

補助事業者：**市町村（実施主体は、市町村（補助事業者）に補助金交付申請を提出）**

補助対象経費：原木の生産に必要な林業機械レンタル及び回送に要する経費
（ただし、消費税及び返却時の修繕費等を除く）

補助対象機械等：バックホウ(0.25m3規格(旧JIS)相当以下)、林内作業車、ダンプトラック等
原木の生産・集材・運搬に必要な機械。

補助率：2分の1以内

補助金額の上限は林業機械の種類で2通りに区分。

① 補助金額の上限：15万円/月・台

対象機械：バックホウ（グラップル付き含む）、普通トラック、
ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車

② 補助金額の上限：10万円/月・台

対象機械：上記①以外の林業機械（バックホウ(6t未満)、ブレーカ等）

レンタル期間：3ヶ月以内

予算額：3,057千円

＜採択要件＞

- (1) 補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木加工流通施設等[※]へ優先して供給（出荷）しなければなりません。
- (2) レンタルにより新たに小規模林業に取り組む方は問題ありませんが、既に原木を生産している方は過去3年間（生産量が「0」の年も含む）の平均生産量を上回る原木の生産をしていただく必要があります。
ただし、当年度の計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判断します。
- (3) 対象となる樹種は、スギ・ヒノキ・広葉樹（木炭・椎茸栽培用含む）とします。
- (4) 安全な施業を実施するために、事業主体は、レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得してください。
- (5) **以下の場合、事前に変更申請の手続が必要です！！**
補助金の申請後に、レンタル機械が変更・追加・廃止になる場合は事前に変更申請が必要です。
また、補助金額の増加及び30パーセントを超える減額となる場合も事前に変更申請が必要です。
- (6) **以下の場合、事前工期延長の手続が必要です！！**
補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前工期延期届が必要です。
- (7) 機械は法人登録されたレンタル会社等からレンタルしてください。（個人が所有するレンタル機械は対象となりません。）
実施主体と異なる氏名（団体名など）での見積書・請求書・領収書・契約書は認めません。
- (8) レンタルの費用の補助残は自己負担でお願いします。（他の補助事業との重複禁止）
- (9) 補助事業の申請等に使用した関係書類は、5年間大切に保管して下さい。

※1 上記(1)の「原木加工流通施設等」とは、原木市場、製材工場、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含みます。

※2 上記採択要件については、変更になる場合があります。

【利用上限年数の設定】

補助事業の利用上限年数は、本補助事業を初めて活用した年度から通算して3年間となります。

（例：既にH28・R2・R5年度の通算3年間利用している場合には、利用できません）

※R6～計画書提出を省略。要望額を基に各事務所へ予算令達後、交付申請提出からスタートになります。

みどりの環境整備支援事業
公益林保全整備・森林整備・作業道整備

事業の目的

森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐や、間伐を行うために必要となる作業道の整備を支援します。

(1) 公益林保全整備事業

水源かん養機能等の公益的機能が高い人工林の保育間伐を推進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮される森林の整備に要する経費に対して補助します。

【事業の内容等】

実施主体：森林組合、林業事業体、森林所有者(自伐林家等を含む。)等

補助事業者：市町村(実施主体は、市町村(補助事業者)に補助金交付申請を提出)

補助対象経費：3齢級以上の人工林で行う保育間伐に要する経費

補助率：定額 59,000円/ha

予算額：6,285千円

〈採択要件〉

- (1) 保安林又は市町村森林整備計画に規定される森林の機能うち、水源かん養機能又は、その他の機能(木材生産機能を除く)のいずれかが高い森林
- (2) 集約化が図られておらず、国庫補助事業の対象でないこと。
- (3) 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (4) 間伐率は30%以上であること。

(2) 森林整備事業

造林事業の補助対象とならない森林において、間伐実施に係る伐採及び搬出集積に要する経費に対して補助します。

【事業の内容等】

実施主体：森林組合、林業事業体、森林所有者(自伐林家等を含む。)等

補助事業者：市町村(実施主体は、市町村(補助事業者)に補助金交付申請を提出)

補助対象経費：7齢級からスギ14齢級、ヒノキ18齢級までの人工林で行う搬出間伐及び搬出集積に要する経費

補助率：定額 122,000円/ha(間伐率30%)、81,000円/ha(間伐率20%)

予算額：8,452千円

〈採択要件〉

- (1) 1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- (2) 間伐率は30%以上であること。ただし、小規模林業推進協議会の会員に限っては、間伐率20%以上であること。
- (3) 伐採木は、原則として80%以上を搬出集積すること。

(3) 作業道整備事業

造林事業の補助対象とならない森林において、作業道の整備に要する経費に対して補助します。

【事業の内容等】

実施主体：森林組合、林業事業体、森林所有者(自伐林家等を含む。)等

補助事業者：市町村(実施主体は、市町村(補助事業者)に補助金交付申請を提出)

補助対象経費：作業道の開設等に要する経費

補助率：定額 作業道開設 300~1,000円/m 他

予算額：12,056千円

〈採択要件〉

- (1) 事業完了後の翌年度までに搬出間伐を実施すること。
- (2) 開設は、高知県森林作業道作設指針に則り行うものとする。

新規参入者への導入等支援【新規】

事業のポイント

大型製材工場や県内2箇所の木質バイオマス発電所及び、隣接県で稼働している大型製材工場等により原木需要は拡大しており、県内の加工施設等が必要とする原木を確保するとともに、新たに林業へ参入する法人に対して、高効率的な作業システムの構築に必要な高性能林業機械の導入支援を行うことにより、原木の増産だけでなく林業の担い手の増加を図ります。

【事業の内容等】

事業主体： 選定経営体のうち、事業実施年度までの直近3年以内に素材生産、木材伐出、育林、造林を実施するために立ち上げ登記した法人又は新たに素材生産、木材伐出、育林、造林を実施する体制を整備し登記を変更した法人
(=補助事業者)

補助率： 3分の1以内

補助対象機械：

・ハーベスタ	・フォーク収納型グラップルバケット
・ロングリーチハーベスタ	・ロングリーチグラップル
・フェラーバンチャ	・フォワーダ
・フェリングヘッド付フォーク収納型グラップルバケット	・搬器
・プロセッサ	・集材機
・タワーヤーダ	・林業用四輪駆動ダンプトラック
・スイングヤーダ	・ロージンググラップル油圧集材システム
・グラップルソー	・IOTハーベスタ

※原則、中古機械

予算額： 7,500千円

〈採択要件〉

- (1) 補助事業により生産される原木は、県内に木材加工施設を有する事業者等にその半数以上を供給してください。
- (2) 現場作業職員の常用化等の雇用管理の改善に努めるとともに、導入年度の翌年から5カ年以内に現場作業職員を新たに雇用することに努めること。

盛土規制法の施行（規制区域の指定）

令和7年4月1日から高知県全域で
一定規模以上の盛土・切土・一時的堆積を行う場合は
事前に許可または届出が必要となります！

規制が始まります！



- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 高知県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から、規制を開始する予定です。
※中核市である高知市においては、高知市が区域指定し、令和7年4月1日から規制開始予定。
- 規制区域内では、過去の盛土も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。

許可申請前から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③が適用されます（みなし許可）。

許可・届出対象となる盛土等の規模

（土地の形質の変更（盛土・切土） 例えば・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 等
（一時的な土石の堆積） 例えば・・・ ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

区域	行為	許可
特定盛土等規制区域 （宅地造成等）	1 盛土で高さが1m超の屋を生ずるもの	2m超
	2 切土で高さが2m超の屋を生ずるもの	2m超
	3 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の屋を生ずるもの（1、2を除く）	2m超
	4 盛土で高さが2m超となるもの（1、2を除く）	500m ³ 超
	5 盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの（1、2を除く）	3,000m ³ 超
	6 最大大傾に堆積する高さかつ面積が300m ² 超となるもの	2m超
	7 最大大傾に堆積する面積が500m ² 超となるもの	500m ³ 超
<p>注意!! 無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。（最大で懲役3年以下・罰金1千万円以下、法人に対しては最大3億円以下）</p>		
宅地造成等規制区域 （宅地造成等）	1 盛土で高さが1m超の屋を生ずるもの	2m超
	2 切土で高さが2m超の屋を生ずるもの	5m超
	3 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の屋を生ずるもの（1、2を除く）	5m超
	4 盛土で高さが2m超となるもの（1、2を除く）	500m ³ 超
	5 盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの（1、2を除く）	3,000m ³ 超
	6 最大大傾に堆積する高さかつ面積が300m ² 超となるもの	2m超
	7 最大大傾に堆積する面積が500m ² 超となるもの	500m ³ 超

※「座」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

規制開始時点で施工中の工事等の届出

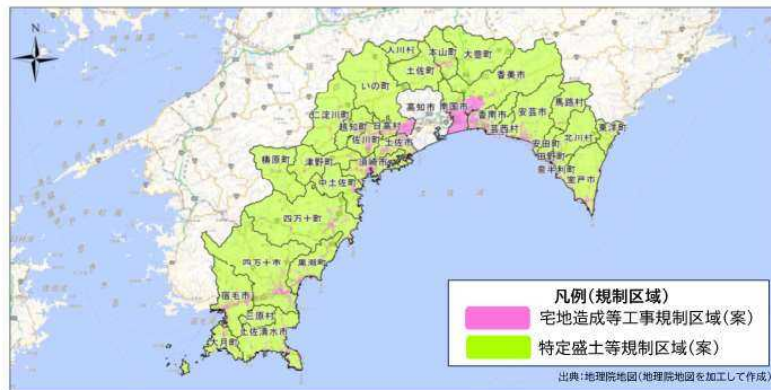
規制区域指定時に許可・届出の規模以上の盛土等を行っている場合は、4月1日から21日以内に届出が必要です。
令和7年4月1日 盛土規制法規制開始

届出が必要となる工事等の規模	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
	許可 規模以上	届出 規模以上

盛土規制法に基づく届出は、令和7年4月22日までに提出が必要

高知県の規制区域

高知県全域（高知市を除く）で宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定を予定しています。
※高知市内は高知市が指定しますので、詳細は市にお問い合わせ下さい。



規制区域の詳細は高知県のホームページをご確認下さい。
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

盛土等についてQ&A

- Q1** 申請や届出の窓口はどこになりますか？
高知市内の工事については高知市都市計画課、高知市以外の市町村で工事を行う場合は、高知県都市計画課になります。
- Q2** 誰が許可申請を行う必要がありますか？
工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）です。
- Q3** 規制開始前に着手している工事がありません。許可や届出は必要ですか？
許可対象となる盛土等の規模に該当する工事は、規制開始日から21日以内（令和7年4月22日まで）に、届出が必要です。なお、都市計画法に基づく開発許可を取得している場合は、工事の着手状況等により必要な手続きが異なります。
- Q4** 工事で残土処分を行う場合、どのような点に注意すべきですか？
残土処分場などの搬出先が盛土規制法に基づく許可を受けている、又は届出を行っていることを確認して下さい。許可・届出を受けた残土処分場等は都市計画課のホームページで公表します。
- Q5** 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？
工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可は不要です。

お問い合わせ

窓口担当 高知県 都市計画課 TEL 088-823-9776 FAX 088-823-9036
高知県HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

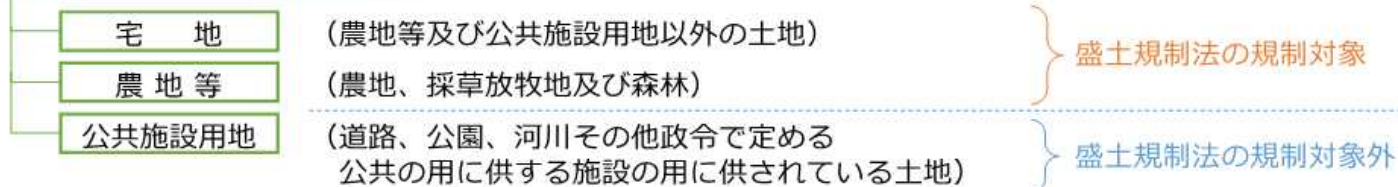
※高知市域については、高知市のホームページをご確認下さい。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/moridokiseihou.html>



盛土規制法の対象外等について

盛土規制法の規制対象外等について(森林・林業関係)

盛土規制法における土地の区分 【法律第2条関係】



盛土規制法の許可不要工事 【法律第12条関係】

- ・災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可の対象から除外

(森林・林業関係)

林道施設	林道は、公共施設である道路に含まれるため、本法の規制対象外	【法律第2条】
治山施設	治山施設は、公共施設である林地荒廃防止施設として、本法の規制対象外	【省令第1条】
森林作業道等	森林作業道等は、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事として、本法の許可不要工事に該当 ※森林作業道等とは、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等	【省令第8条】



(その他の許可不要工事)

- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
 - 凸凹な土地の整正など規模が小さいもの
- など

※ 公共事業で発生した残土を処理する施設で、公共施設に該当しないもの(林道や治山などの工事に伴い発生した残土を単に処分する残土処理場)については、本法の規制対象となることに留意

作業道台帳			調整年月日		市町村名	
整理番号	路線名	所在地	管理者	所在地	実施者	所在地

制札等の状況			交通災害保険加入状況			接続道路の状況			開設計画の状況			
区分	有無	位置	保険の種類	保険会社名	加入年月日	区分	路線名	幅員	管理者名	計画名称	計画期間	計画延長
標柱												
制札												
ゲート												

開設等の状況						森林整備の状況						
年度	開設延長	幅員	事業費	補助金	事業名	利用間伐	素材生産	切捨間伐				

利用区域の森林の状況										
利用区域	うち保安	うち人工林面積					森の工場		森林所有	受益者名
森林面積	林面積	樹種	Ⅱ以下	Ⅲ～Ⅵ	Ⅶ～Ⅸ	X～	計	工場名	認定年度	者数
		スギ								
		ヒノキ								
		計								

維持管理の状況				
年月日	路面、洗 越等の種	位置(追加 距離等)	点検結果、補修内容	補修費用 (人役等)

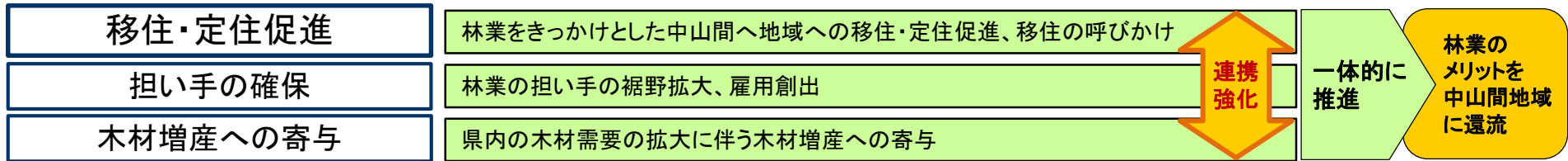
年月日	路面、洗 越等の種	位置(追加 距離等)	点検と結果、補修内 容	補修費用 (人役等)

小規模林業推進事業費

【R7年度当初予算額:8,682千円】

森づくり推進課

＜小規模林業に求められている役割＞



現状	○県支援事業を集約した「政策パッケージ」により、一体的な支援を実施	課題	移住促進への取り組み、地域との連携の強化
	○林業学校短期課程で小規模林業向けコースやスキルアップ研修を実施	●新規就業者(移住者)への支援体制の強化、間口拡大	●取組状況を支援する市町村との連携が不可欠
小規模林業推進協議会員の増加 設立時(H27.1.18):45名 ⇒ R7.3月末:558名	●施業地の確保	●取組状況等の情報発信の強化	

<p>1. 小規模林業の推進による移住促進を強化する市町村を総合的に支援 林業体験ツアー開催 + 副業型林家育成 + 林地集約化による施業地の確保</p> <p>1) 小規模林業総合支援事業費補助金【4,799千円】 市町村が森林情報の整備を行い、新たに小規模林業を実践する者やNPO、集落活動センター等に対し、実践的な技術研修への支援や集約化に要する経費を市町村が支援する場合、経費の一部を県が助成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 補助事業者 : 市町村 事業実施主体 : 市町村、NPO、集落活動センター等 </div> <p>①小規模林業者育成支援事業【2,450千円】 補助内容:小規模林業者を育成・支援するためのOJT研修への助成 補助金:補助事業者への補助額は800千円を上限とする実績額 補助率:1/2以内</p> <p>②林地集約化支援事業【1,049千円】 補助内容:集約化に要する経費の一部を助成 (集約化した森林の活用計画策定が必要) 補助金:補助事業者への補助額は、森林情報の整備業務(745千円/市町村)及び林地の集約化(23千円/ha)を上限とする実績額 補助率:1/2以内</p> <p>③林業体験ツアー開催支援事業【1,300千円】 補助内容:小規模林業による中山間地域での定住に興味を持つ方を対象に、現場作業等を体験するツアー実施への助成 補助金:補助事業者への補助額は500千円を上限とする実績額 補助率:1/2以内</p>	<p>2. 「政策パッケージ」による継続支援 + 新規就業者(移住者)を支援する体制の構築</p> <p>2) 小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金【2,164千円】 小規模林業を実践する者が、より活発な林業活動を行うため、現場指導者の派遣や安全点検パトロールなどの支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 補助事業者 : 林材業労働災害防止協会高知県支部 事業実施主体 : 高知県小規模林業推進協議会会員 </div> <p>①アドバイザー派遣【1,465千円】 実践現場への指導者の派遣に補助 補助率:定額(指導者の謝金・旅費)</p> <p>②先進地現地研修支援【72千円】 先進地(現場指導者の施業現場等)での現地研修の実施に補助 補助率:定額(指導者の謝金)</p> <p>③安全装備導入促進【220千円】 安全装備等の導入に要する経費の補助 補助率:1/2以内(上限2万円)</p> <p>④傷害総合保険加入促進【81千円】 傷害総合保険加入掛け金への補助 補助率:1/2以内</p> <p>⑤蜂刺され対策促進【40千円】 血液検査や自動注射器の購入補助 補助率:1/2以内</p> <p>⑥実践現場安全点検パトロール【286千円】 実践現場への安全指導員の巡回指導 補助率:定額</p> <p>3. 情報発信の充実 ホームページの内容充実による情報発信の強化</p> <p>3) インターネットホームページ運用保守等委託料【1,719千円】 小規模林業推進協議会の会員や市町村が、小規模林業の取組を進めるうえで参考になる事例等の内容を充実させる。 ・小規模林業実践者の紹介 ・体験ツアーや副業型林家育成研修の取材・記事 等</p>
--	---



アドバイザーの派遣について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。

(※会員の皆さまの自己負担はありません。)

- ① アドバイザーへの報償費
- ② アドバイザーへの旅費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円、宿泊費は1万1千円、交通費は9千円を上限とします。

(※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。)

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

事例1

◆アドバイザー派遣日数：2日間

◆アドバイスを受ける人数：10人

1日目 ◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒

選木、伐倒技術、安全対策など

2日目 ◆希望するアドバイス内容：搬出間伐

軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

補助対象経費

- ・報償費：2日分
- ・旅費：2日分

事例2

◆アドバイザー派遣日数：3日間

◆アドバイスを受ける人数：6人

1日目 } ◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐

2日目 } 災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

3日目 }

補償対象経費

- ・報償費：3日分
- ・旅費：3日分

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、アドバイザーによる現地指導を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

アドバイザーの
派遣に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

先進地現地研修について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーの事業地を訪問する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。

(※会員の皆さまの自己負担はありません。)

① アドバイザーへの報償費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円を上限とします。

(※訪問日数は1人当たり最大3日間まで。)

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

先進地現地研修を申請する者が会員であること

事例1

◆先進地現地研修日数：2日間

◆アドバイスを受ける人数：10人

1日目 ◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒

選木、伐倒技術、安全対策など

2日目 ◆希望するアドバイス内容：搬出間伐

軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

補助対象経費

・報償費：2日分

事例2

◆先進地現地研修日数：3日間

◆アドバイスを受ける人数：6人

1日目

2日目

3日目

◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐

災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

補償対象経費

・報償費：3日分

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、先進地現地研修を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

アドバイザーの
派遣に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

安全装備等の導入支援について

県では、小規模林業推進協議会員の皆様を対象に、労働安全衛生の向上を図っていただくため、下記のとおり「安全装備等の導入支援」を行います。

「安全装備導入支援」には、新規参入支援と継続活動支援の2つのタイプがあります。

補助要件に該当される方は、ぜひ積極的にご活用願います。

1 補助対象経費

安全装備等の購入費

安全装備等とは

保安帽、イヤーマフ、フェイスガード、防振手袋、チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等）、先芯入り滑り止め付き作業靴等
※詳しくは、「安全装備等の導入支援対象商品一覧表」をご覧ください。

2 補助率・補助上限

1/2以内。ただし、安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円を上限とする。

3 補助要件（新規参入支援）

- ①会員であること
- ②指定された3つの特別教育を全て受講した者

指定された3つの特別教育とは

- ・（小型）車両系建設機械特別教育
- ・走行集材機械運転業務特別教育
- ・（簡易）架線集材装置等運転業務特別教育

※高知県立林業大学校短期課程で受講することができます。

（開催日時などは「高知県立林業大学校資格取得コース一覧表（小規模林業・ボランティア向け）」をご覧ください。）

受講を希望される方は、下記にお問い合わせください。

研修に関する
お問合せ先

高知県立林業大学校短期課程
電話番号：0887-52-5911

③申請者は、申請年度に指定された3つの特別教育のうち、いずれか1つ以上の特別教育を受講し、それにより3つの特別教育を全て修了する者であること。

		前年度までの受講状況			申請年度の受講状況			支給対象
		(小型)車 両系建設機 械特別教育	走行集材 機械運転 業務	(簡易)架 線集材装置 等運転業務 特別教育	(小型)車 両系建設 機械特別 教育	走行集材 機械運転 業務	(簡易)架 線集材装置 等運転業務 特別教育	
パターン1	受講なし	-	-	-	○	○	○	○
パターン2	1つ受講	○	-	-	-	○	○	○
パターン3		-	○	-	○	-	○	○
パターン4		-	-	○	○	○	-	○
パターン5	2つ受講	○	○	-	-	-	○	○
パターン6		○	-	○	-	○	-	○
パターン7		-	○	○	○	-	-	○
パターン8	全て受講	○	○	○	-	-	-	×

4 補助要件（継続活動支援）

- ①会員であること
- ②前年度に60日以上 of 林業就業日数があること
- ③2年連続での利用はできないものとする。

5 その他

- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

安全装備等の
導入に係る
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部
電話番号：088-856-5721

●安全装備等の導入支援 対象商品一覧表

安全装備の導入について、次の商品名のものを支援の対象としています。購入する際は、必ず対象商品であることをご確認いただき、申請してください。
 なお、対象商品の判断が難しい場合は、高知県林材業労働災害防止協会にお問い合わせください。

区分	保安帽	イヤーマフ	フェイスガード	防振手袋	チェーンソー防護衣	先芯入り滑り止め付き作業靴
安全 装 備 等 の 導 入 支 援 対 象 商 品 名	ヘルメット	イヤーマフ	ゴーグル	振動軽減手袋(もりの手II)	HB型暑熱用対策チェーンソー防護ズボン	スパイク付きブーツ
	フォレストヘルメット		フェイスガード	チェーンソー防護用アームカバー	チェーンソー用防護ローハイドショート	ファンクショナルブーツライト24
	ヘルメットアドバンス		フェースシールド	S.O.グローブ Nタイプ	チェーンソー防護ズボン 暑熱用	チェーンソー作業用ラバーブーツ
	プロトスヘルメット		チェーンソー防護メガネ	プロテクティブグローブ テクニカル	チェーンソー防護ズボン 夏用	チェーンソープロテクション ツェルマット
	保安帽		チェーンソー防護メガネ耳栓付き	もりの手II	チェーンソープロテクター パンツタイプ	先芯入り滑り止め付き作業靴
	森林オリジナルヘルメット		メッシュ防災面	もりの手PRO	チェーンソープロテクター チャップスタイプ	マウントブーツ
	防護ヘルメット		メッシュ(保護面・バイザー)	山林用防振手袋	プロテクティブズボンテクニカル	山林スパイクシューズ
	ヤマザキ保安帽 BS-1P			Husqvarnaプロテクティブグローブテクニカル	プロテクティブズボンPro	先芯入りスパイクシューズ
				S.O.グローブNタイプ(L)	プロテクティブズボンクラシック	鉄心入り安全靴スパイクシューズ
				もりの手II(L)	フォレストジャケットテクニカル	安全靴マジカルフォレスター
				防振手袋	アドバンスズボン	甲付スパイクタビ
				耐切削山林用防振手袋	ダイナミックズボン	8枚コハゼ甲ガード付き地下足袋(8-K)
				SOグローブ メッシュ	チャップスジツパータイプ	甲ガード付安全スパイク地下足袋
				チェーンソーグローブ	ベンチレーションジャケット	ガード付地下足袋
				切断防止作業手袋	エアフォースワンチェーンソー プロテクションパンツ	地下足袋
				もりの手PRO LL	スーパーコンフォートチェーンソープロテクションパンツ	
				耐切削山林用防振手袋L	暑熱用チェーンソー防護ズボン	
					切断事故防止ズボン	
					チェーンソープロテクターネクストワン	
					チェーンソー防護ズボン	
					防護ズボン	
					チェーンソープロテクション ベンチレーション	
					SOレッグス	
					HB夏用森林作業用上衣	
					笹刃・チップソー防護足カバー	
					HB夏用チェーンソー防護ズボン	
				フォレストジャケットテクニカル		
				切断防止作業ジャケット		
				チェーンソー防護ローハイド・ロング		
				もりのキャハン		
				アンボロープロテクター3点セット		
				チェーンソー防護ルーチェチャップス		

傷害総合保険加入促進事業について

小規模林業を実践する者が、作業中、思いがけない事故による怪我への補償に備えておくため、傷害総合保険への加入に対して補助する事業です。

林業の労働災害の発生頻度は、他の産業に比べて非常に高い状況にありますので、傷害総合保険の加入をお勧めします。

1 補助対象経費

傷害総合保険加入に要する掛金

2 補助率

2分の1以内

3 補助上限額

補助金の上限額は、1人当たり1万3千5百円とします。

4 補助要件

- ・会員であること
- ・前年度に60日以上 of 林業就業日数があること。

5 その他

- ・ 保険加入期間は「加入日（申請年4月1日以降）から3月31日まで」としてください。
- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

傷害総合保険
加入促進事業
に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

蜂刺され対策事業について

小規模林業を実践する者が蜂刺され対策として医療機関に支払う経費に対して補助する事業です。

労働安全衛生の向上のため、積極的にご活用願います。

1 補助対象経費

蜂刺され対策として、医療機関に支払う経費

対象経費

- ①蜂アレルギー血液検査
- ②処方登録受託医師診察料
- ③自己注射管理指導料
- ④自動注射器購入費
- ⑤毒液吸い出し救急用具 等

2 補助率

2分の1以内

3 補助上限額

④の自動注射器については1人1個までとし、自動注射器購入費の補助金の額は5千円を上限とします。（※仮に1万2千円の自動注射器を購入した場合、補助金5千円が交付されます。）

4 補助要件

- ・会員であること
- ・前年度に60日以上的林業就業日数があること

5 その他

- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

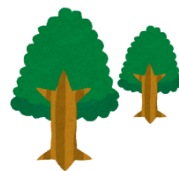
蜂刺され対策
事業に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721



小規模林業者のみなさまへ



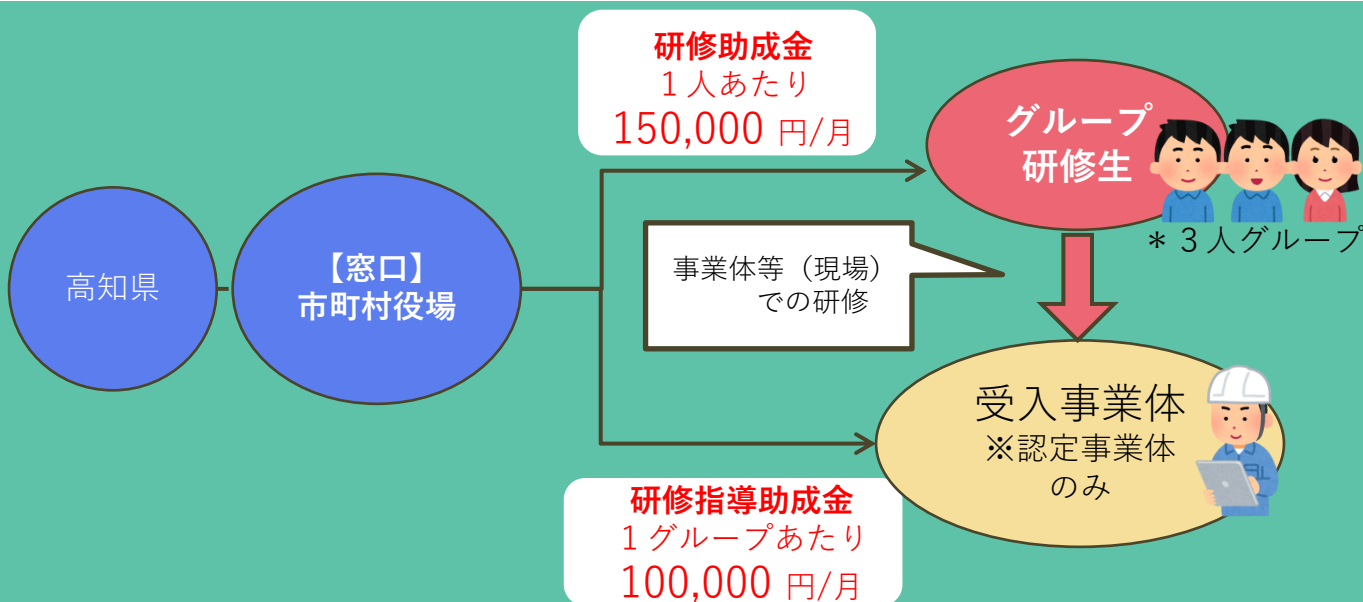
県では、市町村と連携し「小規模林業グループ」の方を対象とした林業研修支援事業を行っています。

林業研修支援事業の概要

下記の要件等を満たす方を対象に、**研修助成金等の補助**があります。

- ①高知県小規模林業推進協議会の会員の方
- ②小規模林業等を行う任意団体に所属している方
- ③所属団体内で、3人一組のグループを作って事業体での研修を受けられる方

※このほかにも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



こんなお悩みをお持ちの方は、制度の活用をご検討ください！

- ・山林を所有しておらず、事業地の確保が難しいと感じる。
- ・1人で林業をすることに安全面などの不安がある。
- ・現場作業を通じて林業技術を向上させたい。
- ・常時雇用されず、自営で林業以外の副収入も得ながら生活したい。
- ・ゆくゆくは林業事業体や市町村から林業の仕事を任されたい。

グループで行われる森林管理活動は、放置林の解消だけでなく、

新たな担い手の形態の仕組みとして期待されています

令和7年度 高知県立林業大学校短期課程 研修予定表

No	コース	科目	内容	定員	日数	受講料	日程	時間	場所	備考	
1	リカレントコース	森林林業・木材産業総論 公共政策	自然保護、森林文化論、森林認証、木材産業からの全体論 木材利用の変遷、木材流通など 森林・林業白書、森林計画制度、森林経営計画など	}	}	}	}	}	}	}	
		森林GIS	森林GISの基本と応用、森林情報の最新技術など								
		木造建築設計	木質構造概論、環境性能設計・耐久性設計、設計・製図								
		木造防災設計	木質構造設計、木造防火設計、建築法規など								
		木材活用	木造建築施工、建築業からの木材利用、木材加工								
『別紙のとおり』											
2-1	小規模林業（自伐林業）向け 【高知コース】	小規模養成 1-①	安全なかり木処理の実践、林業現場でのヒヤリット	10名程度	1	無料	予備日 6月18日(水) 6月20日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	○	
		初級	作業道づくりに必要なノウハウ（操作のコツと実践 （初めて使える車両系建設機械の操作実習）	10名程度	2	1,040円	5月1日(木) ~ 5月2日(金)	9:00~16:00	労働センター センター内森林	○	
		小規模養成 1-②	搬出間伐の技術（伐倒・搬出の実践）及び災害に強い作業道づくりの技術（中級）	5名程度	4	2,080円	予備日 5月12日(月) 5月16日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	○	
		中級	災害に強い作業道づくりの技術・ヘアピンカーブの設定（上級） （中級研修修了済みの者が対象）	5名程度	5	2,600円	9月8日(月) ~ 9月12日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	○	
		上級	チェーンソーの自立でと林業用刃物の研ぎ方	10名程度	1	520円	6月10日(火)	9:00~16:00	労働センター	○	
2-2	小規模林業（自伐林業）向け 【高知コース】	小規模養成 2-①	安全なかり木処理の実践、林業現場でのヒヤリット	10名程度	1	無料	予備日 10月2日(木) 10月3日(金)	9:00~16:00	土佐町内	○	
		小規模養成 2-②	搬出間伐の技術（伐倒・搬出の実践）及び災害に強い作業道づくりの技術	5名程度	4	2,080円	10月28日(火) ~ 10月31日(金)	9:00~16:00	土佐町内	○	
		小規模養成 2-③	林内作業車による安全で効率的な集材の実践	10名程度	1	520円	予備日 10月20日(月) 10月21日(火)	9:00~16:00	高知市	○	
2-3	小規模林業（自伐林業）向け 【幡多コース】	小規模養成 3-①	安全なかり木処理の実践、林業現場でのヒヤリット	10名程度	1	無料	予備日 12月17日(水) 12月18日(木)	9:00~16:00	四万十市内	○	
		小規模養成 3-②	搬出間伐の技術（伐倒・搬出の実践）及び災害に強い作業道づくりの技術	5名程度	4	2,080円	10月14日(火) ~ 10月17日(金)	9:00~16:00	四万十町内	○	
		小規模養成 3-③	チェーンソーの自立でと林業用刃物の研ぎ方	10名程度	1	520円	9月22日(月)	9:00~16:00	労働センター	○	
3	木造建築コース	開校長講演会	OL 第1部 講演会 第2部 講演会	100名程度	1	無料	未定				
		木造建築① 木造塾	高知 木造建築の技術的可能性 木材規格と木造建築設計の基本 構造計画・梁構造 木造の適音と課題発表	30名程度	4	無料	7月11日(金) 8月29日(金) 10月3日(金) 12月12日(金)		牧野植物園 林業大学校 オーシア 自治会館		
		木造建築② 建築実務者向け講座	OL 木造建築の技術的可能性 木材規格と木造建築設計の基本 構造計画・梁構造 木造の適音と課題発表	100名程度	1	無料	7月18日(金)	19:00~20:30	オンライン		
			OL 木造建築の技術的可能性 木材規格と木造建築設計の基本 構造計画・梁構造 木造の適音と課題発表	100名程度	1	無料	10月31日(金)	19:00~20:30	オンライン		
			OL 木造建築の技術的可能性 木材規格と木造建築設計の基本 構造計画・梁構造 木造の適音と課題発表	100名程度	1	無料	未定	19:00~20:30	オンライン		
		木造建築③ 建築実務者向け集中講座	サマースクール 建築実務者向け集中講座 1日目 大学校舎見学／講義 2日目 限研吾建築／高知の森見学 3日目 牧野植物園（設計：内藤廣）／竹林寺・納骨堂（設計：堀部安嗣）／高知駅（設計：内藤廣）見学 建築実務者向け集中講座 （1日目） 林大校舎見学・細木 淳 限研吾建築見学 南国市立図書館の見学 （2日目） 高知の木造建築見学：神林 百也 「木造建築デザイン論」 「木造の最前線から・構造編」 「木造建築物の防火設計」	15名程度	3	無料	8月18日(月) 8月19日(火) 8月20日(水)	13:00~17:00 8:30~17:00 8:00~12:30	林業大学校 多目的実習室 橋原町 高知市		
			オンライン講座 「木造建築デザイン論」 「木造の最前線から・構造編」 「木造建築物の防火設計」	100名程度	1	無料	未定		オンライン		
			オンライン講座 「木造建築デザイン論」 「木造の最前線から・構造編」 「木造建築物の防火設計」	100名程度	1	無料	未定		オンライン		
			オンライン講座 「木造建築デザイン論」 「木造の最前線から・構造編」 「木造建築物の防火設計」	100名程度	1	無料	未定		オンライン		
			オンライン講座 「木造建築デザイン論」 「木造の最前線から・構造編」 「木造建築物の防火設計」	100名程度	1	無料	未定		オンライン		
4	プランナーコース	プランナー①	プランナーを養成する（一次研修） 1日目：提案型集約化施業の進め方 2日目：開伐理論と作業システム 3日目：経営コスト分析 4日目：作業道と作業システム 5日目：木材市況の把握・プラン書の作成 6日目：森林経営計画の作成実習・1年間のアクションプランの作成	20名程度	6	無料	7月8日(火) 8月4日(月) 8月27日(水) 10月21日(火) 11月26日(水) 12月9日(火)	未定	9:30~16:00 9:00~16:00 9:30~16:30 9:30~16:30 9:30~16:30 9:30~16:00	労働センター ほか	○ ○ ○ ○ ○ ○
5	元気な地域創造コース	地域おこし①	特用林産で地域おこし（黒皮編） 黒炭の一連の製炭工程や納品・販売などを体験	10名程度	4	2,080円	10月22日(水) 10月23日(木) 10月24日(金) 11月10日(月)	9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00	日高村		
		地域おこし②	特用林産で地域おこし（土佐偏長編） 土佐偏長炭の一連の製炭工程を体験	10名程度	5	2,600円	1月26日(月) 1月27日(火) 1月28日(水) 1月29日(木) 1月30日(金)	9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~12:00	室戸市羽根町	○	
		地域おこし③-1	特用林産で地域おこし（シキミ・サカキ・初級編） シキミ・サカキの栽培方法（産学と実習）、販売方法 県内外の情報、園地見学、市場見学など	15名程度	3	1,560円	11月26日(月) 11月27日(火) 11月28日(水)	9:00~16:00 9:00~16:00 9:30~15:00	労働センター 土佐町内	○	
		地域おこし③-2	特用林産で地域おこし（シキミ・サカキ・中級編） シキミの認定実習	15名程度	1	520円	11月7日(金) 10月29日(水)	7:20~14:30 9:00~16:00	土佐花産園市場 ほか		
		地域おこし④	特用林産で地域おこし（きのこ編） きのこの生態や種類及び栽培方法など	15名程度	3	1,560円	未定	9:00~16:00			
		地域おこし⑤	特用林産で地域おこし（山菜編） 山菜の生態や種類及び栽培方法など	15名程度	2	1,040円	未定				
6	技術支援コース	技術指導①	測量設計技術研修 コンパス測量による作業道の設計	5名程度	5	無料	9月29日(月) ~ 10月3日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林		
		技術指導②	樹木実地研修（入門編）	20名程度	3	1,560円	5月21日(水) 5月22日(木) 5月23日(金)	9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00	林業大学校 牧野植物園	○	
		技術指導③-1	アープスト（特殊伐採技術者）養成 BAT-1,2 大径木伐倒時の手順	10名程度	3	2,080円	11月11日(火) ~ 11月14日(金)	9:00~17:00	多目的実習室 労働センター	○	
		技術指導④	研修指導者養成(中央東)	10名程度	1	520円	1月19日(月)	9:00~16:00	労働センター		
		技術指導⑤-1	研修指導者養成(中央東)	20名程度	1	無料	4月9日(水)	9:00~16:00	林業大学校		
		技術指導⑤-2	研修指導者養成(安芸)	20名程度	1	無料	6月20日(金)	9:00~16:00	高知東部森林組合 高知市立中央公民館		
		技術指導⑤-3	研修指導者養成(高知)	20名程度	1	無料	5月16日(金)	9:00~16:00	大豊町森林組合 ストックヤード		
		技術指導⑤-4	研修指導者養成(中央西)	20名程度	1	無料	6月3日(火)	9:00~16:00	佐川町有地		
		技術指導⑤-5	研修指導者養成(須崎)	20名程度	1	無料	6月25日(水)	9:00~16:00	須崎地区森林組合		
		技術指導⑤-6	研修指導者養成(幡多)	20名程度	1	無料	7月2日(水)	9:00~16:00	宿毛市森林組合		
		技術指導⑥-1	林業技術士育成研修【学科試験対策】1・2級	20名程度	1	無料	8月25日(月)	9:00~16:00	林業大学校 短期教室		
		技術指導⑥-2	林業技術士育成研修【学科試験対策】3級	20名程度	1	無料	8月26日(火)	9:00~16:00	林業大学校 短期教室		
		技術指導⑥-3	林業技術士育成研修【実技試験対策】3級	20名程度	1	無料	11月18日(火)	9:00~16:00	林業大学校 大型実習棟		
		技術指導⑥-4	林業技術士育成研修【実技試験対策】1・2級	20名程度	2	無料	11月19日(水) ~ 11月20日(木)	9:00~16:00	林業大学校 大型実習棟		
7	森林ボランティアコース	森林ボランティア①	林業機械メンテナンス①	10名程度	1	無料	9月18日(木)	9:00~16:00	労働センター		
		森林ボランティア②	林業機械メンテナンス②	10名程度	1	無料	1月21日(水)	9:00~16:00	労働センター		
8	資格取得コース		各種林業機械の資格取得	295名	65	無料				『別紙のとおり』	

受講料は、480円/日に消費税込額を乗じたもの。最低実施人数は原則3名とする。

令和7年度 高知県立林業大学校短期課程（資格取得コース）

No.	コース	内容	研修日程	定員	日数	取得できる免許資格	資格の付与	経験年数	
資格取得コース	小型移動式クレーン運転技能講習①	学科	5月21日(水) ~ 5月22日(木)	10	2	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第64号)	修了試験 合格者	不要	
		実技	5月23日(金)						
	小型移動式クレーン運転技能講習②	学科	10月22日(水) ~ 10月23日(木)	10	2				
		実技	10月24日(金)						
	玉掛け技能講習①	学科	7月2日(水) ~ 7月3日(木)	10	2	玉掛け技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第63号)	修了試験 合格者	不要	
		実技	7月4日(金)						
	玉掛け技能講習②	学科	11月5日(水) ~ 11月6日(木)	10	2				
		実技	11月7日(金)						
	可搬式林業機械研修①			4月1日(火) ~ 4月4日(金)	10	4	伐木等の業務に係る特別教育修了証 (安衛則第36条第8号)	修了者	不要
	可搬式林業機械研修②			6月18日(水) ~ 6月20日(金) 6月23日(月)	10	4	刈払機取扱作業安全衛生教育修了証 (H12.2.16基発第66号)		
	可搬式林業機械研修③	四万十		1月13日(火) ~ 1月16日(金)	10	4			
	走行集材機械運転業務特別教育①	学科	5月14日(水)	5月15日(木) or 5月16日(金)	20	1	走行集材機械運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第6号の3)	修了者	不要
		実技							
	走行集材機械運転業務特別教育②	学科	8月25日(月)	8月26日(火) or 9月1日(月)	20	1	※該当機械の運転業務H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)		
		実技							
	伐木等機械運転業務特別教育①	学科	5月28日(水)	5月29日(木) or 5月30日(金)	20	1	伐木等機械運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第6号の2)	修了者	不要
		実技							
	伐木等機械運転業務特別教育②	学科	11月4日(火)	11月5日(水) or 11月6日(木)	20	1	※該当機械の運転業務H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)		
		実技							
	簡易架線集材装置等運転業務特別教育①	学科	6月2日(月)	6月3日(火)	10	1	簡易架線集材装置等運転業務 特別教育修了証 (安衛則第36条第7号の2)	修了者	不要
実技									
簡易架線集材装置等運転業務特別教育②	学科	8月6日(水)	8月7日(木) or 8月8日(金)	20	1	※該当機械の運転業務H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)			
	実技								
小型車両系建設機械特別教育	学科	5月26日(月)	5月27日(火)	15	1	小型車両系建設機械(整地等)運転 特別教育修了証 (安衛則第36条第9号)	修了者	不要	
	実技								
車両系建設機械運転技能講習①	学科	4月14日(月) ~ 4月15日(火)	4月16日(水) ~ 4月18日(金)	10	2	車両系建設機械(整地等)運転 技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第66号)	修了試験 合格者	不要	
	実技								
車両系建設機械運転技能講習②	学科	11月17日(月) ~ 11月18日(火)	11月19日(水) ~ 11月21日(金)	10	2				
	実技								
はい作業安全衛生教育	学科	7月11日(金)		20	1	はい作業従事者安全教育修了証 (S59.3.26基発第148号)	修了者	不要	
機械集材装置運転業務特別教育	学科	7月28日(月)	7月29日(火)	10	1	機械集材装置運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第7号)	修了者	不要	
	実技								
ロープ高所作業特別教育	学科・実技 予備日	10月7日(火) 10月10日(金)		10	1	ロープ高所作業特別 (安衛則第36条第40号)	修了者	不要	
ボランティアコース	チェーンソー特別教育①	学科・実技	9月3日(水) ~ 9月5日(金)	10	3	伐木等の業務に係る特別教育修了証 (安衛則第36条第8号)	修了者	不要	
		学科・実技	12月22日(月) ~ 12月24日(水)	10	3	伐木等の業務に係る特別教育修了証 (安衛則第36条第8号)	修了者	不要	
	刈払機安全衛生教育①	学科・実技	9月26日(金)		10	1	刈払機取扱作業安全衛生教育修了証 (H12.2.16基発第66号)	修了者	不要
		学科・実技	12月25日(木)		10	1	刈払機取扱作業安全衛生教育修了証 (H12.2.16基発第66号)	修了者	不要

令和7年度小規模林業推進協議会資料

竹繊維複合材料

BAMBOO+

バンブープラス

竹材の受け入れについて

(株)ミロクテクノウッド

2025年9月16日



会社概要

国内唯一の猟銃メーカー、ミロクグループが銃床づくりで培った技術を活かし、1999年に木製自動車部品の製造を目的として設立。自動車用木製ハンドルやインテリア製品を製造しています。



設立	1999年11月11日
代表者	片山弘紀
資本金	8,000万円
所在地	高知県南国市篠原537-1 TEL 088-880-6713 FAX 088-880-6711
事業内容	輸送用機械器具部品の製造及び販売
出資	株式会社 ミロク 株式会社 東海理化電機製作所 株式会社 東海理化クワイエト
URL	www.mirokutw.com

沿革

- 1987年 … 銃床端材を使用した小物類の製造開始
- 1997年 … 純木製レバースイッチを開発、トヨタ車に採用
- 1998年 … 木目調ハンドルがトヨタ車に採用
- 1999年… **(株)ミロクテクノウッド設立**
- 2000年 … 純木製ハンドル・シフトノブが北米向けのトヨタ車に採用
- 2009年 … 純木製含浸ハンドルがクラウンマジェスタに採用
- 2012年 … 竹ハンドルがレクサスシリーズに採用
- 2016年 … 染色積層ハンドルがクラウン特別仕様車に採用
3Dドライ転写ハンドルの量産開始
- 2017年 … パナソニックのプレミアム扇風機にウォールナット製支柱採用
- 2018年 … 墨ハンドルがLEXUS RC特別仕様車に採用
部分ウッドハンドルの量産開始
DENONのフラッグシップヘッドホンに竹ハウジング採用
- 2019年 … 藍ハンドルがLEXUS IS特別仕様車に採用
リコーのデジタル一眼レフカメラにウッドグリップ採用
- 2020年 … アッシュ銀墨ハンドルがLEXUS ISに採用



会社概要 (株)東海理化

概要



- **社名** 株式会社東海理化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
- **設立** 1948年 8月 30日
- **本社** 愛知県丹羽郡大口町
- **資本金** 228億円
- **売上高** 6,235億円 ('24年3月期)
- **従業員数** 連結：20,247人 ('24年3月末時点)



国内生産拠点

- 本社・本社工場
- 豊田工場
- 萩工場
- 音羽工場

グループ会社 ('23年3月末時点)

	国内	海外	合計
子会社	10社	29社	39社
関連会社	2社	4社	6社
合計	12社	33社	45社

経営理念

1. お客様に喜ばれる商品を創造し、豊かな社会づくりに貢献する
2. 個性とチャレンジ精神を尊重し、若さと夢あふれた企業をめざす
3. 社会の一員として、法と倫理を遵守し、自然・地域と共生する企業をめざす

主要製品

ヒューマン・インタフェースシステム



セキュリティシステム



セイフティシステム



エレクトロニクス製品



装飾品



応用製品



BAMBOO+ (バンブープラス) とは

BAMBOO+

国産の竹を原料に使用した、サステナブルなバイオマス材料

「BAMBOO+®」は高知県を中心に、竹林保全事業で伐採される竹を繊維に変えて持続可能素材にアップサイクルした材料です

21年より、共同研究開始



工業技術センター
紙産業技術センター



竹は樹木に比べて生育が早く、およそ3年で利用可能な状態になります。

周囲への繁殖も旺盛なため、竹を活用して竹林を整備していかなければ里山は荒廃します。

私たちは竹をハンドルの材料として量産してきた歴史があります。

竹ハンドルの仲間たちと奮起し、「豊かな社会づくりに貢献する」「自然・地域と共生する」を具現化するために

竹(BAMBOO)に新たな価値をプラス(+)しました。



■ 石油由来の材料使用量を
約50%削減

ABS / PP → BAMBOO+
約50%

BAMBOO+ (バンブープラス) とは



竹繊維を原料とする新材料「BAMBOO+」

- ・自動車内装部品への適用可能なレシピ開発

25年～量産開始

材料製造

高知県香南市



竹繊維応用品



樹脂原料

竹複合材料(ハレット)

成形メーカーへ 出荷



竹繊維

成形製品

- 車載部品
- 民生分野

持続可能なサイクルをつくり
カーボンニュートラルに貢献

イメージ



チップ化

集材

リサイクル



伐採竹



環境/生態系の保全
地域課題の解決

- 放置竹林による山崩れ
- 雇用の創出

- ・特に国産竹(地域課題解決) に対する訴求点がサステナブル材として高く評価

環境対応



- ・日本の竹を、独自の処理で繊維化して50%以上配合
- ・石油由来の材料使用量を約50%削減 ※

※ ABS, PP等の石油由来樹脂に対して



安心・安全



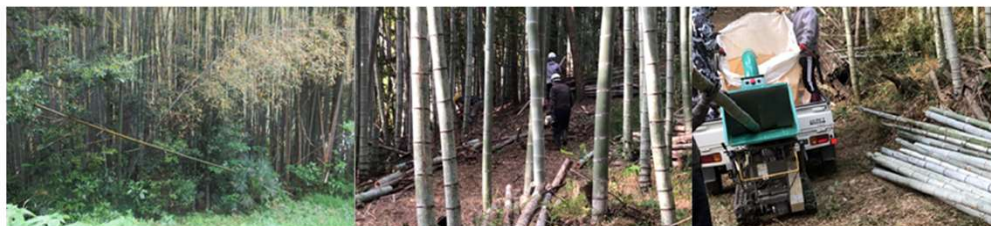
- ・竹繊維による材料強化により 自動車内装品質を確保
- ・既存設備で射出成形が可能



地域貢献



- ・里山保全 — 竹を刈り竹林を健全に保ちます —
- ・地域と共に 豊かな社会づくりに貢献



意匠性

- ・材着加飾による 2つとない豊かな表情 と 上品な光沢感
- ・さらりとした手触り



必要量と竹林面積※

必要量

20t～150t/月

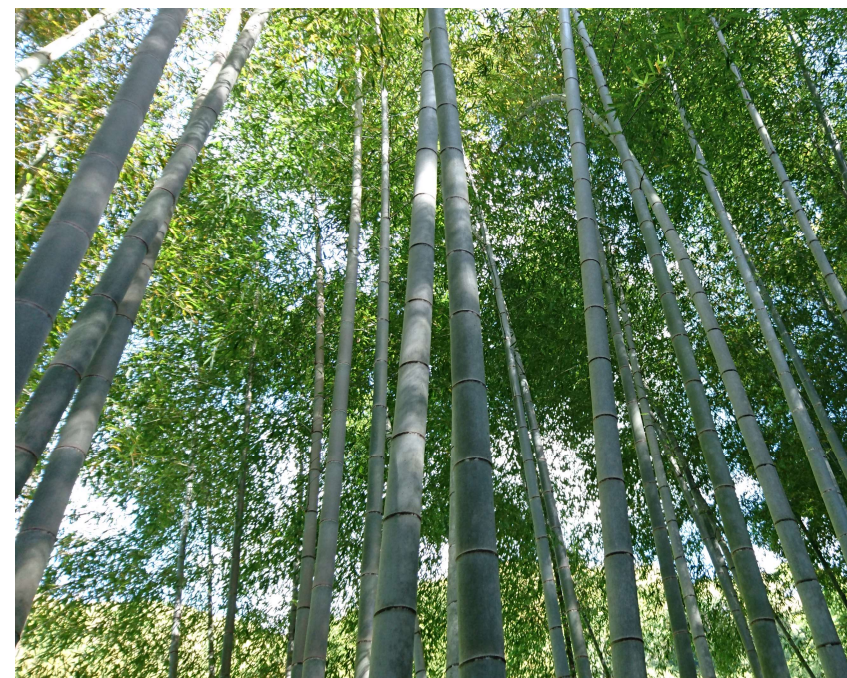
必要伐採量

8千～6万本/年

竹林面積

16～120ha(整備) 1.6～12ha(皆伐)

量産開始から段階的に集材量を増やしていく



※ 必要量の下限は、2026年前半時点の想定

枝葉除き竹1本から30kgチップ化できるとして、1ha当り3,000本の管理竹林から500本/年を毎年伐採するとして試算、皆伐面積は1ha当り5,000本での試算。
ha当り本数、1本当り重量は、「どーする？竹林」(H19 高知県森林技術センター)、有識者ヒアリング及び「高知市バイオマスタウン構想」(H21)を参考とした。

製品の特長
から

- ✓ 竹繊維を50%以上配合により、射出成型時の石油由来材料使用量を約50%削減
- ✓ 意匠性が高く、転写や塗装といった従来の成形品に必要な後工程(加飾)が不要となり、部品生産時に必要なエネルギーを削減



竹資源利用促進
から

- ✓ 竹林整備によって林内の稈密度が低くなり、人工林や住宅地・田畑への繁殖被害を防止
- ✓ 根の浅い竹が里山に繁殖することを防いで土壌の保水力を保持し、土砂崩れリスク拡大を防止



<参考> 協働の森づくりパートナーズ協定('25/5/15締結)

2025年9月16日
(株)ミロクテクノウッド



協働の森づくりパートナーズ協定を締結しました

当社はこの度「環境先進企業との協働の森づくり事業」パートナーズ協定を、高知県・南国市・こうち森林救援隊との4者間で締結いたしました。



写真左から

こうち森林救援隊 隊長 田鍋 俊六 様

株式会社ミロクテクノウッド 代表取締役社長 片山 弘紀

南国市副市長 岡崎 拓児 様

高知県知事 濱田 省司 様

【協定森林の概要】

名称：ミロクテクノウッド BAMBOO+はじまりの森

場所：高知県南国市十市字丹土ほか（南国市が管理する森林）

面積：2.7ha

期間：2025年4月1日～2028年3月31日

当社では竹資源を活用し、(株)東海理化及び高知県との共同研究より製品化した新素材「BAMBOO+®（バンブープラス）」を今年度中に生産開始する予定です。本協定を元に、県内で増加して社会問題となっている放置竹林をモデル的に整備して森林保全と景観改善を図るとともに、協定林を活用した講習会等により、地域での竹林整備の機運醸成や竹資源の利活用促進につながればと考えております。

竹材の条件

- ・「孟宗竹」
- ・竹齢：1年生(9月以降伐採品)以上
- ・長さ1.8m~3.0m(なるべく揃える)、直径20cm以下
- ・伐採期間：伐採より2カ月迄
- ・小径、曲がり可
- ・枝葉は切り落とし、泥・小石等の付着物除去
- ・腐り、立ち枯れ(変色の著しいもの) NG

※ 今後変更になる可能性があります

荷姿

<積み込み条件>

- ・荷台と竹の間にフォークリフトの爪が入る高さが必要
- ・りん木(台木)を平行に2本敷くこと
- ・高さは8センチ以上あること
- ・竹は荷崩れしやすいので必ずロープ等で縛ること



- ・ラッシングベルトなどで固定
- ・落下防止用の枠(木、鉄)

8cm以上

フォークリフトの爪が入ること
8cm以上



枠(参考)
ロープ等で縛ること



受け入れ前／受入時手続き

事前

- ・伐採予定地の現地確認協力
- ・各種基本情報(団体/個人名、伐採予定地地番等)の事前登録
- ・集材計画(時期・量)すり合わせ

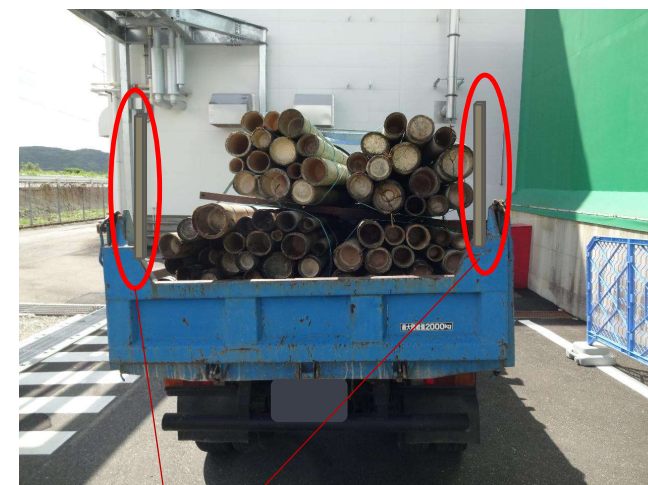
持込み時

- ・伐採年月日(同ロットで一番古い月日)、地番情報提出

支払い

- ・月単位で納入量を集計し、振込で費用をお支払い

2t車への積載例



落下防止に
枠や支柱有が望ましい

買取価格('26/3末迄)※

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ① 5条森林を対象とし竹材の安定供給に関する協定を締結頂いた場合 | — 1kg当り 25.1 円 |
| ② 上記以外の場合 | — " 15.0 円 |

※ 丸竹の税込価格

意見交換会資料

小規模林業推進協議会に参加した皆さまの情報交換のため、意見交換の時間を設けました。

他の参加者に聞いてみたいこと、困っていること、教えてあげたいこと等をご発言ください。

例) ・山の確保はどうしているか

- ・技術の習得はどのようにしているか
- ・材の搬出はどのようにしているか

発言の際には、以下のことを簡単に話してから質問内容をお話しください。

1. お名前
2. お住まいの市町村名
3. どのように作業をしているか
 - 1) 一人で／複数（○人）で
 - 2) 自分の山を／他人の山を預かって
 - 3) ○日／年くらい作業をしています

等